

○周防大島町個人情報保護条例

平成17年3月25日

条例第6号

改正 平成17年9月26日条例第20号

平成21年12月11日条例第26号

平成27年9月18日条例第28号

平成28年3月30日条例第11号

平成28年12月22日条例第18号

平成28年12月22日条例第27号

平成29年3月17日条例第7号

平成30年9月29日条例第23号

令和元年12月23日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、町の保有する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の適正な取扱い及び保護に関して必要な事項を定めることにより、個人の権利及び利益の侵害の防止を図るとともに、個人情報の開示、訂正、削除、利用の停止、消去及び外部提供の停止を求め、権利を保障することにより、町民の基本的な人権を擁護し、もって信頼される町政を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長(水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び病院事業管理者をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法

人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を除く。))をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(周防大島町情報公開条例(平成16年周防大島町条例第11号)第2条第4号に規定する公文書をいう。以下同じ。))に記録されているものに限る。
- (5) 事業者 法人(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。))その他の団体及び事業を営む個人をいう。
- (6) 電磁的記録 電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって識別することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。
- (7) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編

集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。

- (8) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された保有個人情報記録されている名簿、台帳その他の形態の文書であって、個人情報を氏名、番号等で検索できるものをいう。
- (9) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (11) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (12) 本人 個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)によって識別される特定の個人をいう。

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 実施機関の職員の人事、給与、服務、福利厚生その他これに準ずるものに関する個人情報
- (3) 図書館等において一般の利用に供することを目的として保管されている公文書に記録されている個人情報

(実施機関の責務)

第4条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。)の取扱いについて必要な措置を講じ、個人情報の保護の重要性について、事業者及び町民の意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利及び利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利及び利益を侵害することのないように努めなければならない。

(収集に関する制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、直接本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときを除く。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から直接収集することが困難であり、かつ、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 争訟、指導、選考、診断、交渉その他の事務の遂行のために収集する場

合であって、本人から直接収集したのでは当該目的を達成することができず、又は当該事務の適正な遂行に著しい支障が生じると認められるとき。

(7) 町の機関又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人又はこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)の機関から収集する場合であって、かつ、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそれのないとき。

4 法令等の規定に基づく申請、届出等に伴い、当該申請、届出等を行った者以外の個人に関する個人情報収集されたときは、当該情報は、前項第1号の規定に該当して収集されたものとみなす。

5 実施機関は、要配慮個人情報(本人の信条及び社会的身分が含まれる個人情報に限る。)については、収集してはならない。ただし、当該要配慮個人情報が次の各号のいずれかに該当するときを除く。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が正当な行政執行を行うために必要と認められ、かつその権限の範囲内で行うとき。

(個人情報取扱事務の届出)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務のうち個人情報ファイルに係る事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとする場合は、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

(1) 業務の名称

(2) 個人情報ファイルの名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的及び概要

(4) 対象者の範囲

(5) 記録項目

(6) 収集方法及び収集先

(7) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下「記録情報」という。)に要

配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(8) 経常的な目的外利用及び外部提供の有無

(9) その他町長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出を行った個人情報取扱事務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

3 実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめ前2項の規定による届出をすることができないときは、個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後に、当該届出をすることができる。

4 町長は、前3項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

(2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(3) 前項の届出に係る記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、個人情報ファイルに記録される項目及び個人情報ファイルに記録される個人の範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの

(4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(6) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(7) 電子計算機による検索を用いないで特定の保有特定個人情報を容易に検

索することができるように体系的に構成された個人情報ファイル

(特定個人情報保護評価)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合には、同項の規定により、周防大島町個人情報保護審査会(第28条第1項を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び外部提供に関する制限)

第9条 実施機関は、収集の目的の範囲を超えて、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときを除く。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされている場合であって、かつ、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそれのないとき。
- (5) 実施機関の内部において利用する場合又は国等の機関に提供する場合であって、これらの機関が保有個人情報を利用することについて相当の理由があり、かつ、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそれのないとき。
- (6) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

2 実施機関は、保有個人情報の外部提供を行う場合は、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 保有個人情報の外部提供を受けたものは、個人情報の適正な管理を行うため、必要な措置を講じなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の

利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 第1項ただし書及び前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(電子計算組織の結合の制限)

第10条 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間で通信回線により電子計算組織の結合を行い保有個人情報の提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときを除く。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 公益上必要であり、かつ、個人の権利及び利益の侵害を防止するための措置が講じられているとき。
- 2 実施機関は、電子計算組織を結合し、保有個人情報の提供を行う場合は、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 実施機関は、第7条第5項に規定する要配慮個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときを除く。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が、公益上必要不可欠であり、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそれがないと認めたとき。

(適正な管理に関する措置)

第11条 実施機関は、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(職員等の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 次の各号に掲げる者(第2号を除き、以下「代理人」という。)は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。
 - (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)
 - (2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る保有特定個人情報

(開示請求の方法)

第14条 開示請求をしようとする者は、当該開示請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条から第23条までにおいて同じ。)の本人又は代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示するとともに、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対して、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示の決定等)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内(保有特定個人情報に係るものにあつては30日以内)に、当該開示請求に係る保有個人情報の開示をするか否かの決定(第18条の規定による保有個人情報の開示(以下「部分開示」という。)に係る決定を含む。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び期間を、当該開示請求者に書面により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を、開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示しない

決定をした旨の通知をするときは、その理由及びその理由がなくなる期日を明示できる場合にあつては、当該期日を記載した書面によらなければならない。

- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、当該保有個人情報に係る第三者に対し、保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 6 実施機関は、前項の規定により意見を聴取した第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表明した場合において、開示をする旨の決定を行うときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対の意思を表明した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 実施機関は、前条第1項の規定により、保有個人情報の開示をする旨の決定(部分開示に係る決定を含む。)を行ったときは、開示請求者に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる方法により、速やかに開示を行わなければならない。

- (1) 文書、図画、写真又はフィルム(以下「文書等」という。)に係る保有個人情報 文書等の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
 - (2) 電磁的記録に係る保有個人情報 電磁的記録から印字装置により出力したものの当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
- 2 実施機関は、前項の規定による保有個人情報の開示を行うことにより、当該文書等が汚損され、又は破損されるおそれのあるときその他相当の理由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該文書等を複写したものによって開示を行うことができる。

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第13条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 本町並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 本町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公

共同体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、本町若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第17条各号で定める不開示情報のいずれかに該当する情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(費用負担)

第20条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正等の請求)

第21条 何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、内容が事実でないと認められるとき又は第7条の規定に違反して収集されたと認められるときは、実施機関に対し、その保有個人情報の訂正又は削除の請求(以下「訂正等の請求」という。)をすることができる。

2 代理人は、本人に代わって、訂正等の請求をすることができる。

(訂正等の請求の方法)

第22条 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正等の請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示するとともに、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正又は削除を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正等の請求をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 訂正等の請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行ななければならない。

(訂正等の決定等)

第23条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正又は削除をするか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定を

することができないと認められるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び期間を、当該訂正等の請求をした者に書面により速やかに通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を、訂正等の請求をした者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部を訂正しない、又は削除しない旨の決定をしたときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部を訂正し、又は削除する旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の訂正又は削除を行わなければならない。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第23条の2 実施機関は、訂正等の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止の請求)

第24条 何人も、実施機関が自己の保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)を第9条の規定に違反して利用し、又は外部提供していると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は外部提供の停止の請求をすることができる。

- 2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下こ

の項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

3 代理人は、本人に代わって、前2項の規定による利用の停止、消去又は外部提供の停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(利用停止請求の方法)

第25条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該利用停止請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同じ。)の本人又は代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示するとともに、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止、消去又は外部提供の停止(以下「利用停止」という。)を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行ななければならない。

(利用停止の決定等)

第26条 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び期間を、当該利用停止請求をした者に書面により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を、利用停止請求をした者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の利用停止を行わなければならない。

(審査請求)

第27条 第15条、第23条若しくは第26条に規定する決定又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服のある者は、審査請求をすることができる。

2 第15条、第23条若しくは第26条に規定する決定又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第27条の2 第15条、第23条若しくは第26条に規定する決定又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったと

きは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(第三者から当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正又は削除をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(審査会)

第28条 第8条の2の規定により意見を述べ、又は前条第1項の規定による諮問に応じて審査を行わせるため、周防大島町個人情報保護審査会を置く。

- 2 審査会は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 5 審査会は、諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。
- 6 審査会は、第1項に規定する審査を行うほか、個人情報保護に関する重要な事項について、実施機関に建議することができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同

様とする。

- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(受託者等の責務)

第29条 実施機関から個人情報処理業務(以下「個人情報処理業務」という。)の委託を受けた者又は個人情報の取扱いを伴う公の施設の指定管理者の指定を受けた者(以下「受託者等」という。)は、受託業務又は指定された公の施設の管理業務(以下「受託業務等」という。)の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

- 2 受託者等及びその使用人その他の従業者は、受託業務等の処理に当たって知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
- 3 実施機関は、個人情報処理業務を委託するとき、又は公の施設の指定管理者を指定するときは、受託者等に対し当該受託業務等を行う場合における個人情報の漏えいを防止するため、個人情報の適正な取扱いを行うよう委託契約書又は協定書等において明記するなど必要な措置を講じなければならない。

(他の法令等との調整)

第30条 他の法令等に、次に掲げる事項について定めがあるときは、その定めるところとする。

- (1) 保有個人情報(保有特定個人情報を除く。次号において同じ。)が記録されているものの閲覧又は縦覧
- (2) 保有個人情報が記録されているものの謄本、抄本その他写しの交付
- (3) 保有個人情報の訂正、削除及び利用停止

(出資法人の保有する個人情報の保護)

第31条 出資法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、出資法人の保有する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(町長の助言等)

第32条 町長は、個人情報の取扱いに関する苦情等の適切かつ迅速な処理のため、必要があると認めるときは、実施機関に対し、報告を求め、又は助言することができる。

2 町長は、公共的団体等が個人情報の収集等をするときは、当該公共的団体等に対し、当該個人情報の適正な取扱いに関し、この条例に基づく町の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

(運用状況の公表)

第33条 町長は、毎年度終了後3箇月以内に、この条例の規定による保有個人情報の開示等の状況を公表しなければならない。

(委任)

第33条の2 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第34条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第29条第2項の受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。第5項において同じ。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 4 前3項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 5 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報取扱事務に係る第8条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとする場合は、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」と読み替えるものとする。

附 則(平成17年9月26日条例第20号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(周防大島町個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日以後、管理を委託している公の施設については、前項の規定による改正後の周防大島町個人情報保護条例第29条第1項中「指定管理者の指定を受けた者」とあるのは「管理の委託を受けた者」と、「指定された公の施設の管理業務」とあるのは「管理受託業務」と、同条第3項中「指定管理者を指定するとき」とあるのは「管理を委託するとき」と読み替えるものとする。

附 則(平成21年12月11日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月18日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第1条第4号

に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第8条の次に1条を加える改正規定及び第28条の改正規定 公布の日
- (2) 第23条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月30日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月22日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月22日条例第27号)抄

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月17日条例第7号)

この条例中第1条の規定は個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月29日条例第23号)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の周防大島町個人情報保護条例(以下「改正後条例」という。)第2条第1項に規定する実施機関が保有している同条第8号に規定する個人情報ファイルであつて、改正後条例第8条第1項第7号に規定する記録情報に改正後条例第2条第3号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後条例第8条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとする場合は、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、周防大島町個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成30年周防大島町条例第12号)の施行後延滞なく」とする。

附 則(令和元年12月23日条例第34号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。